

テーマ 民事調停について

～民事調停の利用促進について～

1 裁判所における民事紛争解決手続としての調停

2 民事調停の新受件数の減少傾向について

| 新受総数 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 全簡裁総数 | 63,009 | 48,627 | 42,821 | 40,063 | 37,445 | 35,708 |
| 岡山簡裁 | 446 | 418 | 375 | 373 | 454 | 403 |

3 上記減少傾向を受けての最高裁のアンケートの実施及びその結果分析について

4 岡山簡裁の民事調停の利用促進への取組について

(1) 弁護士・弁護士会等への働き掛け等

(2) 広報活動

ア リーフレット（事前配布の「ご存じですか？簡易裁判所の民事調停」のとおり）の備付け，配布

イ 裁判所ホームページへの掲載（事前配布の「裁判所 Courts in Japan」のとおり）

ウ 憲法週間の行事である裁判所見学ツアー（事前配布の「裁判所ってどんなところ？施設見学ツアー～簡易裁判所の民事手続を紹介します～」のとおり）における説明

エ 裁判外紛争解決手続（ADR）実施機関との連絡協議（情報交換）

オ 各種団体等への講師派遣

5 今後の民事調停の利用促進の在り方について